

## 第 10 章 ヨルダン・ハーシム王国



朕ヨルダン・ハーシム王国国王タラール一世は、憲法第25条の規定により、上院と下院の決定に従って、ここにこの改定憲法を承認し、発布する。

## ヨルダン・ハーシム王国憲法

### 第1部 国家と政治体制

#### 第1条

ヨルダン・ハーシム王国は、独立主権アラブ国家である。王国は分割されず、譲渡されず、一部たりとも割譲されない。ヨルダン国民は、アラブ民族の一部をなしており、その政治体制は、世襲の君主を戴く議会制である。

#### 第2条

イスラームは国教であり、アラビア語は公用語である。

#### 第3条

アンマン市は王国の首都である。しかし、特別法により他の場所に移転できる。

#### 第4条

ヨルダン国旗は、以下の形態と寸法による。「旗の長さはその幅の2倍とする。旗は平行かつ均等な縞3つに水平に分割され、最上部は黒、中央は白、最下部は緑とする。旗の端の部分には、基底部分が幅と同じ長さを持つ赤色の三角形を置く。三角形の内部には旗の長さの1/4分の1の大きさの7つの頂点を持つ白い星を置く。星の中心部は三角形の各頂角の二等分線の交点に置かれ、頂点の一つを通る軸は三角形の底辺と平行になるように置かれる。」

### 第2部 ヨルダン人の権利と義務

#### 第5条

ヨルダンの国籍は法律によって定められる。

#### 第6条

(i) ヨルダン国民は法の前に平等である。人種・言語・宗教によって国民の中でその権利や義務に関する差別があってはならない。

(ii) 政府はその能力の範囲内において労働と教育を保証し、全ヨルダン国民に安寧と平等の機会を保証しなければならない。

#### 第7条

個人の自由が保証されなければならない。

#### 第8条

法の定めによる場合を除いて、何人たりとも拘留あるいは投獄されてはならない。

#### 第9条

(i) いかなるヨルダン国民も、王国の領土から追放されてはならない。

(ii) 法によって定められた場合を除いて、いかなるヨルダン国民も、いかなる場所に住むことも妨害されてはならないし、いかなる特定の場所に住むことも強制されてはならない。

#### 第10条

法に定められた状況や方法を除いては、住居は不可侵にして侵入されてはならない。

#### 第11条

法に定められるような公的用途や公正な賠償のためでなければ、いかなる人間の財産も収用されてはならない。

#### 第12条

法による場合を除いては、いかなる借金も強制的に課せられてはならないし、動産・不動産を問わず、いかなる財産も没収されてはならない。

#### 第13条

いかなる人物に対しても強制労働が課されてはならない。しかし、以下のように法律で定められた場合には、いかなる人物もどのような労働にも従事することを要請され、どのようなサービスも提供することを求められる場合がある。

(i) 戦争、公的な危険、火事、飢饉、地震、人間や動物の重大な伝染病、動物の病気、害虫、ペスト、その他類似の出来事、住民全体或いはその一部の安全を脅かすようなその他のいかなる状況における必要性。

(ii) 法廷によって当該の人物が有罪となった結果、公的権威の監督の下に労働が行われ、奉仕活動が実行された場合、或いは更にどのような有罪の人間もどのような個人・会社・公的機関に雇われ、その自由な利用のもとに置かれる場合。

#### 第14条

王国で観察される習慣に基づくいかなる形態の礼拝や宗教的慣行の自由な行使も、それ

が公共の秩序や道徳と相反しない限り、国家がこれを保護する。

#### 第 15 条

- (i) 国家は個人的意見の自由を保障する。全てのヨルダン国民は自らの意見を言論、文章、写真による表現、そしてその他の表現手段により、それが法を犯さない限り、自由に表明することができる。
- (ii) 報道や出版の自由は、法の限度内において保障されなければならない。
- (iii) 法の規定に基づく場合を除き、新聞は出版を妨害されてはならないし、その認可が取り消されてはならない。
- (iv) 戒厳令や非常事態の場合は、公共の安全や国防に影響を及ぼす内容の新聞や出版物や書籍や放送に対する限定的な検閲が法によって課せられる。
- (v) 新聞の情報源の管理は法によって定められる。

#### 第 16 条

- (i) ヨルダン国民は法の限度内において、集会を開く自由を有する。
- (ii) ヨルダン国民は組合や政党を、それらが合法的で平和的手段を用い、その内規が憲法の規定と矛盾しない限り、作ることができる。
- (iii) 組合や政党の設立とその財産の管理は法によって規制される。

#### 第 17 条

ヨルダン国民は、自らに影響を及ぼすいかなる私事や公的問題に関連のあるいかなる問題も、法に規定される方法や条件のもとに、政府機関に申し入れることができる。

#### 第 18 条

法に規定された状況を除いて、郵便・電信・電話によるあらゆる連絡は秘密として扱われなければならない、そのため検閲を受けたり、妨害されてはならない。

#### 第 19 条

教育課程や指針に関する一般的な法規定や政府の監督に従うという条件のもとに、各宗派はその構成員の教育のための学校を設立・維持する権利を有する。

#### 第 20 条

初等教育はヨルダン国民にとって義務教育であり、公立学校の授業料は無料とする。

#### 第 21 条

- (i) 政治難民はその政治的信条或いはその自由擁護を理由に引き渡されてはならない。
- (ii) 一般の犯罪者の引渡しは国際的条約や法によって規定される。

## 第 22 条

- (i) 法や条例に規定されるような条件の下に、全てのヨルダン国民は公務員に指名される資格を有する。
- (ii) いかなる政府機関、政府関連組織、あるいは地方自治機関への指名も、それが終身的か臨時かを問わず、能力や資格に基づいてなされなければならない。

## 第 23 条

- (i) 労働はあらゆる市民の権利であり、国家経済の運営と水準の向上によって、国家は全てのヨルダン国民に労働の機会を提供しなければならない。
- (ii) 国家は労働を守り、従って以下の原則に基づいた法律を制定しなければならない。
  - (a) 全ての労働者はその労働の量と質に見合った賃金を受け取るべきである。
  - (b) 一週間の労働時間は限定されなければならない。労働者は各週および年間単位の有給休暇を与えられるべきである。
  - (c) 家族扶養、失業、疾病、老齢、その労働の種類から生じた緊急事態に関して、労働者には特別の保証が与えられなければならない。
  - (d) 女性と若年者の雇用に関しては特別の条件が付されなければならない。
  - (e) 工場や作業所は健康管理をしなければならない。
  - (f) 法の限度内で自由な労働組合を結成することができる。

## 第 3 部 権力：一般的規定

### 第 24 条

- (i) 国民は全ての権力の源泉である。
- (ii) 国民は現行憲法に規定された方法でその権力を行使する。

### 第 25 条

立法権は国民議会と国王に与えられる。国民議会は上院と下院の二院からなる。

### 第 26 条

行政権は国王に与えられる。国王は現行憲法の規定に応じて閣僚を通してその権力を行使するものとする。

### 第 27 条

司法権は様々な形態や等級の法廷によって行使される。全ての判決は法に従ってなされ、国王の名のもとに宣告されるものとする。

## 第4部 行政権

### 第1章 国王とその特権

#### 第28条

ヨルダン・ハーシム王国の王位はアブドゥッラー・イブン・アルフセイン国王の王朝の男子直系世襲で、以下の規定に基づく。

- (a) \*国王の称号は、王位保持者からその長男に、そしてその長男の長男にというように、その後も同様の過程で引き継がれるものとする。もし長男が王位を継ぐ前に死去した場合には、その長男に兄弟がいても、長男の長男が王位を継承することとする。しかしながら、国王はその兄弟の一人を法定相続人に選ぶことができる。その場合には、国王の称号は王位保持者からその兄弟に引き継がれることとする  
\*1965年4月1日の官報にて修正
- (b) 王位の有資格者に男子後継者がいないまま死去した場合、王位はその国王に一番年齢の近い兄弟に継承されるものとする。王位の有資格者に兄弟がいない場合、王位は一番年上の兄弟の長男に継承されるものとする。もし一番年上の兄弟に男児がいない場合は、王位は年齢順でその次に年上の兄弟の長男に継承されるものとする。
- (c) 兄弟も甥もいない場合、叔父とその子孫に上記(b)で規定された順に従って王位が継承される。
- (d) 上記のいかなる形でも後継者がいないまま最後の国王が死去した場合は、王位は国民議会がアラブ蜂起の指導者である故フセイン・イブン・アリー国王の子孫の中から選んだ人物に委譲されるものとする。
- (e) ムスリムでない者、精神的に健全でない者、ムスリムの両親で合法的な妻から生まれていない者は何人も、王位に就くことはできない。
- (f) 不適切を理由に勅令で継承者から除外された者は誰も王位に就くことはできない。そのような除外には、自動的にそのような人物の子孫は含まれないものとする。除外の勅令は首相と少なくとも2人は内相と法相を含む4人の閣僚の副署をもらうものとする。
- (g) 国王は太陰暦で18歳を終えた時に法的権限を獲得する。もし王位がこの年齢以下の人物に委譲された時には、国王の権力は摂政あるいは摂政会議によって行使される。摂政会議は統治している国王によって既に指名されているものとする。

もし国王がそのような指名を行わずに死去した場合は、閣僚会議が摂政あるいは摂政会議を指名するものとする。

- (h) もし国王が病気のために権力を行使することができなくなった場合には、その権力は代理人あるいは代理人会議によって行使されるものとする。代理人および代理人会議は、勅令によって指名されるものとする。もし国王がそのような指名を行うことができない場合には、それは閣僚会議によってなされる。
- (i) 国王が国外に出ることを望む場合は、その出発前に留守中に国王の権力を行使する代理人あるいは代理人会議を勅令によって指名することとする。代理人あるいは代理人会議は勅令によって規定されるいかなる条件も遵守するものとする。もし国王の不在が4カ月以上に延長される場合で国民会議が開催されていなければ、すぐに国民会議が招集され、その問題を検討するものとする。
- (j) 摂政あるいは代理人あるいは摂政会議あるいは代理人会議が職務を遂行する前に、後述の第29条の規定に基づき、宣誓を行うものとする。
- (k) 摂政あるいは代理人あるいは摂政会議の構成員あるいは代理人会議構成員の死亡の場合、またもし義務の遂行が不可能になった場合、閣僚会議はその代わりとなる人物を指名するものとする。
- (l) 摂政あるいは代理人あるいは摂政会議の構成員あるいは代理人会議構成員は太陰暦で30歳未満であってはならない。しかしながら、太陰暦で18歳を終了している国王の男子親族はだれでもそのような職務に就くことができる。
- (m) 国王がいかなる精神的疾病によって能力を失った場合も、その病状の確認のために、国民議会が即座に召集されるものとする。病気が決定的であると確認された場合、国民議会は決議によって国王を免職し、そこで王位の称号は当憲法の規定に従って、その国王の後継の資格を有する人物に与えられるものとする。もしその時下院が解散されていたり、会期が終了していたり、新たな下院が選挙されていない場合は、前の下院がその目的のために召集されることとする。

#### 第29条

国王は王位継承に際して、国民議会の前で宣誓するものとする。憲法を尊重し遵守し国民への忠誠のために、国民議会は上院議長を議長として開催される。

#### 第30条

国王は国家元首であり、いかなる責務や責任も免除される。



### 第 31 条

国王は法律を批准し、公布する。国王は当該法規がその条項と矛盾する場合、その施行に必要な法規の制定を命ずるものとする。

### 第 32 条

国王は陸・海・空軍の最高司令官である。

### 第 33 条\*

- (i) \*\*国王は宣戦を布告し、和平を決定し、条約や合意を批准する。
- (ii) 国庫に対する経済的言質やヨルダン国民の公私の権利に影響を及ぼす内容の条約や合意は、国民議会に承認されなければ有効とならない。

\*1958年5月4日付け官報1380号の修正による。

\*\*1958年9月1日付け官報1396号の修正による。

### 第 34 条

- (i) 国王は法の規定に基づき、下院選挙実施の勅令を発する。
- (ii) 国王は憲法の規定に基づき、国民議会を召集し、開会し、延期し、停止する。
- (iii) 国王は下院を解散することができる。
- (iv) \*国王は上院を解散し、あるいは上院議員を解任することができる。

\*1974年11月10日付け官報2523号の修正に基づく。

### 第 35 条

国王は首相を指名し、解任し、その辞任を受理することができる。国王は首相の推薦に基づいて、大臣を指名し、また解任し、その辞任を受理することができる。

### 第 36 条

国王は上院議員を指名し、その中から議長を指名し、その辞任を受理することができる。

### 第 37 条

- (i) 国王は文官や軍人に勲章や称号を創設し、授与し、剥奪することができる。国王はその権限を特別法によって他の人物に委任することができる。
- (ii) 通貨は法に従って国王の名の下に鑄造されるものとする。

### 第 38 条

国王は特別の恩赦や減刑を認める権利を有するが、一般的な恩赦は特別法によるものとする。

### 第 39 条

いかなる死刑判決も国王の承認なしに発効しない。いかなる死刑判決もそれに関する閣

僚会議の意見を付して国王に提示されるものとする。

#### 第40条

国王は自らに与えられる権力を勅令によって行使する。いかなる勅令も、首相および大臣および関連する諸大臣の副署を付すものとする。国王はその署名を上記署名の上に記すことで、同意を表明する。

### 第2章 閣僚

#### 第41条

閣僚会議は首相と必要な数の、あるいは公共の利益が要請する数の大臣から構成され、首相が議長を務めるものとする。

#### 第42条

ヨルダン国民でないものは大臣に指名されないものとする。

#### 第43条

首相と閣僚は、職務を開始する前に、国王の前に以下の宣誓を行うものとする。

「私は国王に忠誠を尽し、憲法を遵守し、国民に奉仕し、私に与えられた義務を忠実に全うすることを、全能の神の前に誓います。」

#### 第44条

いかなる閣僚も、たとえ公的競売にかけられるとしても、政府の財産を購入或いは賃貸してはならない。閣僚は、その職にある間は、いかなる企業の理事会のメンバーとなり、あるいは商業的・経済的取引を行うこと、あるいはいかなる企業からも報酬を受け取ってはならない。

#### 第45条

(i)\*閣僚会議は、現行憲法(\*\*)あるいは他の法律の規定により他の人物または機関に委託されるかその可能性のある問題を除き、外的・内的全ての国家的問題の処理の責任を委ねられるものとする。

\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正による。

\*\*1958年9月1日付け官報第1396号の修正による。

(ii) 首相、大臣、閣僚会議の義務は、閣僚会議によって作成された法規により規定され、国王によって批准されるものとする。

#### 第46条

いかなる大臣も指名の布告に定められるように、1つまたは複数の省の責任を任せられるものとする。

#### 第 47 条

- (i) 全ての大臣は担当省に関わる全ての問題について指導の責任を持つものとする。大臣はその法的権限を越えるいかなる問題に関しても、首相に諮るものとする。
- (ii) 首相はその権力と法的権限の下にある全ての問題を自由に処理し、その他の問題に関する必要と見なされる決定は閣僚会議に諮るものとする。

#### 第 48 条

現行憲法あるいは法律あるいはその下に制定された条例に求められる全ての場合に、首相と大臣が閣僚会議によってなされた決定に調印し、その批准を受けるために国王に提出されるものとする。そのような決定は首相と大臣によって、それぞれの法的権限の範囲内で、履行される。

#### 第 49 条

国王の口頭あるいは文書による勅令は、大臣を責任から解放しない。

#### 第 50 条

首相の辞任や解任の場合には、全ての大臣は自動的にその職を辞任あるいは解任されたものと見なされるものとする。

#### 第 51 条

首相と大臣は国家の公共政策に関し、下院に対して連帯責任を負うものとする。更に全ての大臣は自らの省の問題に関して責任を負うものとする。

#### 第 52 条

首相、あるいは下院あるいは上院議員である大臣は、自らの所属する議会で投票し、両院で発言する資格を有するものとする。しかしながら、議員ではない大臣は投票権を持たず両院で発言をすることができる。

#### 第 53 条

- (i)\* 下院は、閣僚会議またはいかなる大臣の不信任動議も提出することができる。
- (ii) 下院議員の過半数が、閣僚会議に対して不信任投票をした場合、閣僚会議は辞職するものとする。
- (iii) 不信任決議が 1 人の大臣に対するものであった場合、彼はその職を辞さなければならない。

\*1954年4月17日の官報第1179号の修正に基づく。

#### 第 54 条

- (i) 閣僚会議や大臣に対する不信任投票を検討する協議会は、首相の要請によるかある

いは少なくとも10人の下院議員の要請によって開催されるものとする。

(ii)\* 閣僚会議あるいは大臣に対する不信任投票は、関係する大臣・閣僚会議の要請により、10日を越えない期間で一度だけ延期できる。この期間に下院は解散されないものとする。

(iii)\*\*新たに成立した閣僚会議はすべて、成立から一ヵ月以内に、もし下院の会期中であれば下院においてその政策を表明し、それに対する信任投票を求める。もし下院が会期中でない場合、あるいは解散されている場合は、議会開院勅語は当条項の趣旨に基づき、新閣僚会議の政策表明を配慮に入れたものとする。

\*1954年4月17日付け官報第1179号および1958年5月4日の第1380号の修正に基づく。

\*\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正に基づく。

#### 第55条

大臣はその職務遂行中に告発された罪に関して高等弾劾裁判所で審判を受けるものとする。

#### 第56条

下院は大臣を弾劾する資格を有するが、弾劾法案は下院の3分の2以上の多数に達しなければ通過しないものとする。下院は同議員の中から、弾劾を動議し、高等弾劾裁判所に訴える者を指名するものとする。

#### 第57条\*

高等弾劾裁判所は、裁判長を務める下院議長と8人の裁判官からなり、そのうち3人は下院議員から投票により選出され、5人は一般の最高裁判所の裁判官から年齢の高い順に選出される。人数上必要があれば、下級裁判所の裁判長からこれも年齢の高い順に選出され員数を満たすものとする。

\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正に基づく。

#### 第58条

高等弾劾裁判所は該当する犯罪に関する刑法の条項を適用するものとする。もし犯罪が刑法の条項で対処できない場合は、特別法で当該大臣の犯罪を特定するものとする。

#### 第59条

判決は6票をもって高等弾劾裁判所により下されるものとする。

#### 第60条

高等弾劾裁判所は、大臣の裁判に関する特別法が施行されるまでは、独自の訴訟規則を

設けるものとする。

#### 第 61 条

閣僚会議によって弾劾された大臣は、その事案が高等弾劾裁判所で結審するまで、その職務を停止されるものとする。その辞任は当該人物に対する刑事訴訟の実施、あるいは裁判の継続を妨げないものとする。

## 第 5 部 立法権

### 国民議会

#### 第 62 条

国民議会は二院からなるものとする。すなわち、上院と下院である。

#### 第 1 章 上院

#### 第 63 条

上院は、議長を含めて、下院議員の数の半数を越えないものとする。

#### 第 64 条

現行憲法第 75 条に規定される条件に加えて、上院議員は 40 歳に達し、また以下の分類に属してなければならない。それは、現および前・首相・大臣、大使、全権公使、下院議長、破棄裁判所・裁判所・シャリーア訴追裁判所の裁判長または裁判官などの経験者、中將およびそれ以上の退役軍人、2 回以上選出されたことのある元下院議員、国民や国家のために行った業績で国民の信頼を得ているような上記の諸人士に匹敵するような人物、である。

#### 第 65 条

(i)\* 上院議員の任期は 4 年とする。議員の指名は 4 年ごとに更新される。任期の終了した上院議員は、その後も更に再任することができる。

(ii) 上院議長の任期は 2 年とするが、再任もある。

\* 1955 年 10 月 16 日付け官報第 1243 号の修正に基づく。

#### 第 66 条

(i) 上院は下院と同時に開催され、会期は両院とも同じとする。

(ii) 下院が解散された場合は、上院の会期は中断されるものとする。

## 第2章 下院

### 第67条

下院は一般直接秘密投票で選挙法の条項と以下の原則に基づいて選出された議員で構成される。

- (i) 選挙の健全さ。
- (ii) 候補者による選挙過程の監視権。
- (iii) 投票者の意思とは逆の影響を与えたと思われる人物の処罰。

### 第68条

(i)\*下院の任期は官報で総選挙の結果が公示された日から数えて4年とする。国王は勅令により、2年を越えず1年を下回らない期間、下院の任期を延長することができる。

\*1960年2月16日付け官報第1476号の修正に基づく。

(ii) 総選挙は下院の任期終了前4カ月以内に実施されるものとする。選挙が下院の任期終了までに実施されない場合、あるいは何らかの理由によって選挙が遅延した場合は、下院は新議会の選挙まで任期が続くものとする。

### 第69条

- (i) 下院は、各通常議会の前に1年を任期として議長を選出するが、再選もありうる。
- (ii) 下院が特別議会を開催していて、議長がいない場合には、下院は通常議会開始時に終了する任期で議長を選出するものとする。

### 第70条

現行憲法第75条の条件に加えて、下院議員は30歳になっていなければならない。

### 第71条

下院はその議員の選挙の有効性を決定する権利を有するものとする。いかなる投票者も、その選挙区の選挙結果が公表されて15日以内に、いかなる候補者の選挙も無効とする法的根拠を示し下院事務局に請願書を提出する権利を有する。下院の3分の2の多数決で選挙が無効であったという宣言がなされない限り、いかなる選挙も無効にはならない。

### 第72条

いかなる下院議員も議長に文書で意思を表明することで、辞任することができる。議長はその辞任が受理されるか否かを議会に諮るものとする。

### 第73条

(i) 下院が解散した場合、総選挙が実施され、新議会は解散の日から4カ月を越えない

うちに臨時議会を開催するものとする。臨時議会は現行憲法の第78条の規定に基づき通常の議会と見なされ、延長や延期に関してはそこに規定された条件に従うものとする。

(ii) 4カ月以内に選挙が実施されない場合には、解散した議会が完全な憲法上の権限を有し、そのため解散が行われなかったかのように議会を開くものとする。新議会の選挙までその議会は存続するものとする。

(iii)\*そのような臨時議会はいずれにしても9月30日以降は続かず、議会が10月1日に最初の通常議会を開催できるように、その日までに閉会するものとする。もし臨時議会が10月中や11月に開かれる場合には、それはその下院の最初の通常議会と見なされるものとする。

\*1955年10月16日付け官報第1243号の修正に基づく。

(iv)\*この条項の(i)と(ii)の文章の規定にも拘わらず、閣僚会議が選挙の実施が不可能になると判断するような不可抗力が発生した場合は、国王は総選挙の実施を延期することができる。

\*1974年11月10日付け官報第2523号の修正と1976年2月7日付け官報第2605号の再修正に基づく。

(v)\*\*(iv)項に述べられたような不可抗力が存在するとき、国王は閣僚会議の採用した決定に基づき、解散された下院を復位させ開催することができる。そのような議会はその復位を有効にする勅令の発布の日から、あらゆる点からみて存在していたものとする。その下院は完全な憲法上の権限を行使し、議会の会期やその解散に関する部分も含めて本憲法の規定に従うものとする。そのような場合にそれが開く議会は、その事案が発生した時期に拘わらず初めての通常議会として扱われる。

\*\*1976年2月7日付け官報第2605号の修正に基づく。

(vi)\*当条項で言及したような不可抗力がある場合でも、閣僚会議が少なくとも半分以上の選挙区で総選挙を実施することが可能であると判断した場合、国王はそのような選挙区で選挙を実施するように命ずることができる。当選した議員は、彼らがその数の4分の3以上による(有効な)会議を開き、選挙が少なくとも3分の2以上によるもので、それが規定や憲法の88条に決められたやり方で行われる場合、選挙実施が不可能な、半分を越えない他の選挙区の議員を選出するものとする。

当選した議員やこの条項に基づいて選ばれた議員は、この条項の規定に基づいて当該選挙区の他の残りの議員を選ぶものとする。

\*この項目は1984年1月9日付け官報第3201号の修正に基づき追加された。

#### 第74条\*

もし下院がいかなる理由によっても解散された場合には、新議会は同じ理由では解散してはならない。選挙に立候補する意向を持っている大臣は、少なくとも立候補が始まる15日前に辞任しなければならない。

\*1954年4月17日付け官報第1179号および1958年5月4日付け第1380号の修正に基づく。

### 第3章 両院に関する規定

#### 第75条

(i) 次のいかなる人物も上院議員および下院議員にはなれない。

- (a) ヨルダン国民ではない者。
- (b) 外国籍とその保護を主張する者。
- (c) 破産宣告を受け、法的にそれから免責されていない者。
- (d) 禁止措置を受けそれが解除されていない者。
- (e) 非政治的な罪に問われ1年以上の懲役刑を宣告され、恩赦を受けていない者。
- (f) この規定が10人以上の社員のいる企業の株主には適用されないという条件の下に、土地や財産の契約や賃貸を除き、いかなる政府機関との契約においても実質的な利害関係にある者。
- (g) 精神異常および精神薄弱な者。
- (h) 特別法に規定されるような国王との血族関係にある者。

(ii) いかなる上院議員および下院議員も在任中にその資格を喪失したり、選挙後に上記に規定された1つまたはそれ以上の資格を欠くことが明らかになった場合は、その所属する議会の議員の3分の2による決議で、その議員は存在せず、空席であると見なされるものとし、そのような決議がもし上院で通過した場合は、批准を受けるために国王に提示される。

#### 第76条

現行憲法の第52条の規定に従い、いかなる者も下院あるいは上院議員であると同時に官職にあることは認められない。官職とは、ある組織の成員が公的財源によって給与を得ることを指し、それには地方自治体の役所なども含まれる。同様に、いかなる者も下院議員と上院議員を同時に務めることは認められない。



## 第 77 条

下院の解散に関する現行憲法の規定に従い、国民議会は通常議会を任期中、毎年 1 回開催するものとする。

## 第 78 条

(i)\*国王は、毎年 10 月 1 日に通常議会を召集するものとする。その日が公的な祝日である場合は、休日後の最初の日に召集するものとする。ただし国王は官報に掲載される勅令によって、2 カ月を越えない期間、勅令に指定された日まで議会を延期することができる。

\*1954 年 4 月 17 日付け官報第 1179 号の修正に基づく。

(ii) 国民議会在前項の規定に従って召集されなかった場合は、それは召集されたかのようにならざるに開催するものとする。

(iii)\*国民議会の通常議会は、前 2 項に基づき召集された日に開催されるものとし、会期の終了前に国王によって下院が解散された場合を除いて、議会は 4 カ月続くものとする。会期は懸案事項の迅速な処理のために国王によって 3 カ月を越えない期間延長することができる。4 カ月あるいはその延長期間が終了した時に、国王は議会を閉会する。

\*1955 年 10 月 16 日付け官報第 1243 号の修正に基づく。

## 第 79 条

国王は国民議会の上院・下院合同会議で勅語によって通常議会を開始するものとする。国王は首相あるいは他の大臣に議会開始の式典と勅語の伝達の代理をさせることができる。両院はそれぞれ、国王の勅語に対する答辞を含む請願書を提出するものとする。

## 第 80 条

全ての上院議員・下院議員は、職務に就く前に所属する議会の前で、以下のように宣誓するものとする。

「全能の神の前に、私は国王と国家に忠誠を誓い、憲法を遵守し、国民に奉仕し、私に与えられた義務を忠実に実行することを宣誓します。」

## 第 81 条

(i) 第 78 条第(i)項の規定の下に、各会期において延期期間は総計で延期期間も含めて 2 カ月を越えないという条件で、国王は勅令によって国民議会の会期を 3 回を越えない回数、あるいは 2 回まで延期できる。会期の長さを計算する際に、いかなる延期の期間もそれに含まれてはならない。

(ii) 上院と下院はその内規に従って適宜、会期を延期できる。

#### 第 82 条

- (i) 国王は必要に応じて、召集時の勅令に特定される問題の処理のために不特定期間、臨時議会を開催するためこれを召集することができる。臨時議会は、勅令によって閉会されるものとする。
- (ii) 国王は下院の過半数の要請により国民議会の開催を招請することができる。そのような要請は議論しようとする問題を特定した請願書に明記されるものとする。
- (iii) 国民議会は臨時議会でそれを召集する勅令に定められた問題以外の問題を議論してはならない。

#### 第 83 条

上院と下院はその手続きの処理と組織のために内規を作るものとし、承認を得るためそれを国王に提出しなければならない。

#### 第 84 条

- (i)\*上・下両院いずれの会議においても、定数の3分の2の出席が得られない場合は適切に設置されているとは見なされない、しかし両院の過半数が出席している限り有効と見なすものとする。
- \*1954年4月17日付け官報第1179号の修正に基づく。
- (ii) 上・下両院いずれの決議も、現行憲法で例外とされる場合を除いて、投票できない議長を除く出席議員による多数決で決められる。同数の票の場合は、議長が決定票を握るものとする。
- (iii) 投票が憲法あるいは閣僚会議や特定の大臣に対する不信任動議に関わる場合は、投票は議員の氏名を大音声により呼びだして行われる。

#### 第 85 条

上院と下院の会議は公開とする。しかしながら、政府あるいは5人の上院議員または下院議員の要請により秘密会議を開催することができる。そのような要請があった場合、上院あるいは下院はそれが受理されるべきか拒否されるべきかを決定するものとする。

#### 第 86 条

- (i) 上院議員あるいは下院議員は、所属する議会の過半数がその議員の拘留あるいは裁判に相当の理由があると決定した場合や明らかな犯罪行為で逮捕された場合を除いて、国民議会の会期中に拘留または裁判にかけられてはならない。このような問題による議員の逮捕の場合は、その所属する議会はすぐにその知らせを受けるものと

する。

- (ii) 国民議会在会期中でない時に議員が何らかの理由で拘留された場合、首相は上院あるいは下院が再開された時に、必要な説明を加えつつその議員に対して取られた手続きを知らせなければならない。

#### 第 87 条

全ての上院議員あるいは下院議員は上院や下院の内規の限度内で、完全な言論の自由を保障されるものとし、場合によって会期中に議員の投じた票や表明した意見や行った演説に関して、責任を負わないものとする。

#### 第 88 条\*

上院あるいは下院において空席ができた場合は、上院の場合は指名により、下院の場合は政府が議会の空席を宣言して 2 カ月以内に、補欠選挙の実施により空席を満たすものとする。新議院の任期はその前任者の残りの任期とする。

しかしながら、もし下院のある選挙区の議席が空席になっても、閣僚会議が空席を満たすための補欠選挙の実施が不可能であると判断した何らかの理由または不可抗力が存在する場合は、その空席の宣告から 1 カ月以内に過半数の投票により当該の空席を満たすために、憲法の規定が適用可能で議会が適当と見なす方法によって、当該選挙区の住民の中から議員を選出するものとする。

\* 1973 年 4 月 8 日付け官報第 2414 号の修正に基づく。

#### 第 89 条

- (i) 現行憲法の第 34・79・92 号の規定に基づき上院と下院が合同会議を開催するような状況に加えて、両院は首相の要請に基づき合同会議を開催するものとする。
- (ii) 上院と下院が合同会議を開催する場合、その会議は上院議長が議長を務める。
- (iii)\* 上院と下院の合同会議は、両院の過半数が出席していない場合には適切に構成されているとは見なされない。合同会議の決定は、議長を除いて出席した上院議員と下院議員の過半数によって行われ、同数の場合は議長が決定票を握るものとする。

\* 1958 年 5 月 4 日付け官報第 1380 号の修正に基づく。

#### 第 90 条

いかなる上院議員あるいは下院議員も、自らの所属する議会の決定に拠らずにその議席を追われてはならない。当憲法および選挙法に規定された資格剥奪や腐敗の場合を除いて、上院議員または下院議員を解任する決議は、議会の 3 分の 2 以上の多数に拠らなければならない。解任の決議が上院議員に関するものである場合は、決議は批准を受ける

ため、国王に提出されなければならない。

#### 第 91 条

首相は下院に法案を諮り、下院はその法案を受理し、修正し、拒否する権利を有するものとする。しかし、あらゆる場合に、下院は法案を上院に諮るものとする。いかなる法律も上院と下院の両方の承認を得なければ、発布されない。

#### 第 92 条

いかなる法案も両院のどちらかの議会が 2 度拒否し、他方が承認した場合、それが修正されているか否かは問わず、上院と下院は上院議長を議長として、議論の対象となっている問題を協議するための合同会議を開くものとする。法案の承認は、出席している両院議院の 3 分の 2 の多数による法案の通過によるものとする。法案が上記の中で否決された場合、その法案は同じ会期中に再び議題としてはならない。

#### 第 93 条

- (i) 上院と下院を通過したいかなる法案も批准のために、国王に提出されるものとする。
- (ii) 法律は国王による発布と、他の日時をもって効力を持つと特別にその法律に規定されない限り、その官報への記載の日から 30 日を経過した後、効力を持つものとする。
- (iii) 国王が法案を批准するのが適当でない判断した場合は、国王は法案が国王に提出されてから 6 カ月以内に、批准を差し控える理由を示す意見を付して議会に差し戻すものとする。
- (iv) (憲法を除く)いかなる法案も上記文章に特定された期間以内に差し戻された場合、上院と下院それぞれで再び 3 分の 2 で通過すれば、それは発布されるものとする。もしその法律が上記第 (iii) 項で規定された期間内に国王の批准を受けて戻されなかった場合、それは発布され効力を有すると見なされるものとする。いかなる法案も議会で 3 分の 2 の多数を獲得できなかった場合、それを同じ会期中には再協議することはできない。ただし、国民議会は次の通常議会でそれを再協議することはできる。

#### 第 94 条\*

- (i) 国民議会が会期中でないか解散中の場合、閣僚会議は国王の承認を得て、即座に必要な措置を必要とし、遅滞なく支出を要するような問題に対応するための暫定法を発布する権限を有する。そのような暫定法は憲法の規定と矛盾してはならず、それは次の会期の最初に議会に諮られ、議会はその法律を承認し、修正することができ

るという条件のもとに、法的効力を有するものとする。その暫定法が拒否された場合は、閣僚会議は国王の承認に基づいて、即座にその無効を宣言し、その宣言の日から暫定法は効力を失うものとする。ただし、そのような無効はいかなる契約または獲得された権利にも影響を与えないものとする。

\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正に基づく。

(ii) 暫定法は本憲法第93条第(ii)項に一致して効力を有する法律と同等の力と効力を有するものとする。

#### 第95条

(i)\* 10人またはそれ以上の上院議員あるいは下院議員はだれでも、いかなる法律も提案することができる。そのような提案は議会の関連のある委員会の見解を求めるものとする。議会がその提案を承認すべきであるとの見解であれば、議会は政府にその提案を法案の形にまとめ、同会期中あるいは次の会期中に議会に提出するよう委託するものとする。

\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正に基づく。

(ii) 上院議員あるいは下院議員によって上記手続きに基づいて提案され、どちらかの議会で否決された法案は、同じ会期中に2度提出されてはならない。

#### 第96条

いかなる上院議員あるいは下院議員も公的問題に関して、(場合によって)上院または下院の内規の規定に基づいて、疑問を提示し、大臣に質問することができる。緊急を要する時や大臣が期間の短縮を認めた場合を除いて、大臣が質問を受け付けてから8日が経過しないうちに、いかなる大臣に対する質問も行ってはならない。

## 第6部 司法

#### 第97条

裁判官は独立であり、その法的機能の行使において裁判官は法の権威以外のいかなる権威にも従わない。

#### 第98条

一般法廷やシャリーア法廷の裁判官は、法の規定に基づいて勅令によって指名され、解任される。

## 第 99 条

法廷は 3 つの範疇に分かれる。

- ( i ) 一般法廷
- ( ii ) 宗教法廷
- ( iii ) 特別法廷

## 第 100 条

様々な法廷の設立、その範疇、その区分、その司法権、そしてその運営は特別法に基づくものとする。ただし、そのような法律は最高裁判所の設置を決めるものとする。

## 第 101 条

- ( i ) 法廷は全ての者に開かれ、その問題に関していかなる介入からも自由であるものとする。
- ( ii ) 法廷が公的秩序と道徳のために非公開で行うべきであると判断した場合を除いて、法廷への出席は公開されるものとする。

## 第 102 条\*

ヨルダン・ハーシム王国の一般法廷は政府によって告訴された事案や政府を告訴した事案を含め、民事・刑事全ての問題に関して全ての者を裁くものとする。ただし、現行憲法の規定(\*)あるいは他のあらゆる効力のある法律の規定に基づいて、司法権が宗教法廷や特別法廷に与えられる問題を除くものとする。

\* 1 9 5 8 年 5 月 4 日付け官報第 1 3 8 0 号の修正に基づく。

(\*) 1 9 5 8 年 9 月 1 日付け官報第 1 3 9 6 号の修正に基づく。

## 第 103 条

- ( i ) 一般法廷は王国で当分効力を持つ法律に従って、民事・刑事上の問題に関して司法権を行使するものとする。ただし、外国人の個人的地位に影響を与える問題あるいは国際的慣習により他国の法律の支配を受ける民事的・商業的問題に関しては、その法律の指示に基づくやり方でその法律が適用されるものとする。
- ( ii ) 個人的地位の問題とは法によって規定され、それに基づいてムスリムを対象とするシャリーア法廷の排他的な司法権の下に入るようなものである。

## 第 104 条

宗教法廷は次のように分けられるものとする。

- ( i ) シャリーア法廷
- ( ii ) 他の宗教共同体の裁判所

#### 第 105 条

シャリーア法廷は独自の法律に基づき、以下の問題に関して排他的に司法権を有するものとする。

- (i) ムスリムの個人的地位の問題。
- (ii) 双方がムスリムあるいは一方が非ムスリムで双方がシャリーア裁判所の司法権の行使に同意した場合の血の代償(Diya)に関する問題。
- (iii) イスラムのワクフに関する問題。

#### 第 106 条

シャリーア法廷は司法権の行使に際して、シャリーア法を適用するものとする。

#### 第 107 条

何よりもワクフ等ムスリムの問題の組織とその経済問題の管理は、特別法により規定されるものとする。

#### 第 108 条

宗教共同体の裁判所は、ヨルダン・ハーシム王国内に設立する政府の承認をこれまでに受け、あるいは今後受ける非ムスリム宗教共同体のためのものである。

#### 第 109 条

- (i) 宗教共同体の裁判所はそれに関連する法律の規定に基づいて設置されるものとする。  
そのような法律は個人的地位や関連する共同体の利益のために設定されたワクフに関する裁判所の司法権を規定するものとする。そのようないかなる共同体の個人的地位の問題も、ムスリムの場合にシャリーア法廷の司法権の下に入るのと同様とする。
- (ii) そのような法律は宗教共同体の裁判所が従うべき手続きを規定するものとする。

#### 第 110 条

特別法廷は、それを規定する法律の規定に基づいてその司法権を行使することとする。

## 第 7 部 経済問題

#### 第 111 条

法による場合を除いて、いかなる税金も関税も課されてはならない。税金と関税には、政府諸機関により公衆の一員に提供されたサービスに関して、あるいは国有地から公衆に生じる利益に関して財務省が課すような様々な料金は含まないものとする。税金を課

す際には、政府は平等と社会正義の達成を伴う累進課税の原則に基づいてそれを実施する。ただし、課税は納税者の能力あるいは国家の財源の要請を越えないものとする。

#### 第 112 条

- (i) 一般財政を取り扱う法案は少なくとも会計年度開始の 1 カ月前までに憲法の規定に基づいて、国民議会に諮られなければならない。
- (ii) 財政に関する投票は、各項目ごとに行われなければならない。
- (iii) 一般財政の支出部門に割り当てられた金額は、法による場合を除いて、ある項目から他の項目へ移されてはならない。
- (iv) 国民議会は、一般財政法案あるいはそれに関連する暫定法を協議する際、公共の福祉の観点から様々な項目の支出を削減することができる。しかし、議会は修正または個別の提案の提出によるものを除いて、支出を増加してはならない。しかしながら、議会は協議終了後、新たな支出を生み出す法律を提案することができる。
- (v) 一般財政の協議中には、現行の税金の廃止、新たな税金の創出、または増加・削減いずれでも、財政法により効力を有する現行の税金の修正に関するいかなる提案も受理されないものとし、契約によって決まっている歳出あるいは歳入の修正提案も受理されないものとする。
- (vi) 各会計年度に予想される国家歳入と歳出は、一般財政法によって承認されるものとする。ただし、当該法は 1 年を超える期間の特別な額の分配を行うことができるものとする。

#### 第 113 条\*

新会計年度前に一般財政法案を成立させることができない場合は、支出は毎月前年度予算のそれぞれ 1/2 の率で引き続き実施されるものとする。

\* 1958 年 5 月 4 日付け官報第 1380 号の修正に基づく。

#### 第 114 条

閣僚会議は国王の承認の下に、公的基金の分配や支出あるいは政府の予算編成管理の規定を発行すものとする。

#### 第 115 条

税金やその他の政府の収入は国庫に入り、法によって禁止されていなければ、政府予算に組みこまれるものとする。国庫の資金の一部でも法に基づく場合を除いて、他のいかなる目的のためにも使用されてはならない。



#### 第 116 条

国王の年間王室費は一般歳入から支払われ、一般予算法で定められるものとする。

#### 第 117 条

いかなる鉱山、鉱物資源、あるいは公益事業の権利譲渡も法によって認定されるものとする。

#### 第 118 条

何人たりとも、法律によって規定された場合を除いて、税金や関税の支払いを免除されないものとする。

#### 第 119 条

国家歳入、歳出そして支出方法の管理のために会計監査局が法律によって設立されるものとする。

(i) 会計監査局は各通常議会の開始前あるいは議会の要求するように、その見解と注釈を記し、関係する不正やそれによって生じる責任に関して、一般報告書を下院に提出するものとする。

(ii) その法律は会計監査局長官の特権を規定するものとする。

### 第 8 部 一般的規定

#### 第 120 条

ヨルダン・ハーシム王国の行政部門、政府機関の設立・分類・命名・行動計画、官吏の任命・解任・訓練・監督方法、そしてその法廷権限・権力の限界などは、閣僚会議の制定し国王の承認を得た規定によって決定される。

#### 第 121 条

市町村・地方議会の問題は、特別法に基づいて市町村・地方議会によって処理されるものとする。

#### 第 122 条

第 57 条に定められた最高裁判所は閣僚会議、あるいは上院ないしは下院の過半数によって通過した決議の要請により、憲法の規定の解釈を行う権利を有するものとする。

#### 第 123 条

(i) 特別法廷(Diwan Khass)は、首相の要請を受けた場合は、法廷によって解釈されなかったいかなる法律の規定も解釈することができる。

- (ii) 特別法廷は、最高位の一般法廷の裁判長を裁判長として、その裁判所の2名の裁判官、そして閣僚会議がそのメンバーとして指名した1人の高官からなる。同法廷には、関連大臣によって必要な解釈に関連のある省の高官から代表として選ばれたメンバー1名を含むものとする。
- (iii) \*特別法廷は多数決の投票によりその決議を行うものとする。
- (iv) 特別法廷によりまた官報に書かれた決定は、法的効力を持つものとする。
- (v) 法律の解釈に関わるその他全ての問題が発生した場合、通常の手続きによって法廷により処理されるものとする。

\*1958年5月4日付け官報第1380号の修正に基づく。

#### 第124条

王国の防衛を要する緊急事態においては、防衛法として知られる法律がそれによって特定される人物に権力を与え、王国防衛確保の観点から、国家の通常法の停止を含む必要な行動や方策を取るようにするものとする。防衛法は閣僚会議の決定に基づき発せられる勅令の布告をもって効力を持つものとする。

#### 第125条

- (i) 現行憲法の前項による行動が王国の防衛上不十分であると見なされるような緊急の場合には、閣僚会議の決定に基づき国王は勅令により、王国の全部または一部に戒厳令を発する。
- (ii) 戒厳令が発せられた場合、国王は有効ないかなる法律にも妨げられることなく、王国防衛に必要と思われる命令を布告により発することができる。そのような命令履行の任にある人物は、その特定の目的のために有効となる特別法により責任を免除されるまでは、自らの行動に関する当該法の法的義務に引き続き従うものとする。

#### 第126条

- (i) いかなる改正も、上院と下院の3分の2以上の多数をもって通過した場合、現行憲法に規定された法案の手続きが当憲法のあらゆる改正法案に適用されるものとする。当憲法の第92条に規定されている上院と下院の合同会議の場合は、改正は両院の3分の2以上の多数で通過するものとする。ただし上記いずれの場合も、改正は国王の批准を受けなければ効力を持たないものとする。
- (ii) 国王の権限と王位の継承に関わるいかなる憲法改正も、摂政期間には通過してはならない。

## 第 127 条

軍の義務は王国の防衛とその安全のために限定されるものとする。

(i) 軍への新兵募集、その組織、権利、兵員の義務は法律で定められるものとする。

(ii) 警察と憲兵の組織は、その権力も含めて、法律で定められるものとする。

## 第 9 部 法律の発効と廃止

### 第 128 条

ヨルダン・ハーシム王国で当憲法の発効時点で有効な全ての法律、条例、その他の行政措置は、当憲法の下での立法により廃止されあるいは改正されるまでは、引き続き効力を有するものとする。

### 第 129 条

(i) 1946年12月7日に布告されたヨルダン憲法は、それに関する全ての改正とともにこれ以降廃止される。

(ii) 1922年のパレスチナ基本法令は、それに関する全ての改正とともに、これ以降廃止される。

(iii) 前2項で言及された廃止は、現憲法の規定の発効に先行して、当該法の下で作られたいかなる法律、条例、法令の効力にも影響を及ぼさないものとする。

### 第 130 条

現憲法の規定は官報への記載をもって効力を持つものとする。

### 第 131 条

閣僚会議は現憲法規定の施行の責任を負うものとする。

1952年1月1日 タラール

### 署名

タウフィーク・アブー・アルフダ首相および外務大臣

サイド・アル・ムフティ副首相および内務大臣

ムハンマド・アミン・シャンキーティー司法長官

ルーヒー・アブドゥル・ハーディー教育大臣

スレイマン・スッカル経済・商業大臣

アネスタス・ハナニア法務大臣および開発・再建大臣

ジャミール・トゥトゥンジー厚生・社会問題大臣

ハーシム・ジャユースィー通信大臣

スレイマン・アブドゥル・ラザク・トゥーカーン農業大臣および防衛大臣

アブドゥル・ハリーム・フムード大蔵大臣

(訳：北澤 義之)

# 解 説

北澤 義之

国家の基本的性格と政治体制を規定した第1部では、ヨルダン国民がアラブ民族の一部であること、政治体制としては立憲君主制であることが明記されている。更にイスラームが国教であり、アラビア語が公用語であることが定められている。この部分には、ヨルダンという限定された枠組みの中にありながらも、ハーシム家とその正統性の基盤をアラブ民族運動における指導的役割(「アラブの反乱」の指導者)に求めていることが表れている。一方、第1部に記されている領土不割譲の原則は、時期により実質的に変化している。これは主にヨルダン川西岸に関するものである。1967年からイスラエルとの和平条約を締結する1994年まで、ヨルダン川西岸はイスラエル占領下に置かれたが、そこに主権を主張するヨルダンはイスラエルの同地軍事管理を前提として、実質的な協力関係を結んでいた。これは、第1条の原則に抵触するものである。またヨルダンは、1988年、それまで領有権を主張し、アラブ諸国やパレスチナ人の批判を招いていた西岸の領有権放棄を宣言した。この決定は、領土不割譲の点で憲法に違反するという内部からの批判も出たが、それに関する憲法改正はなかった。

第2部ではヨルダン国民の基本的権利・義務について規定されており、労働・教育・居住・財産の権利が保障されている。またイスラームは国教であるが、その他の宗教の権利(宗教的慣行の容認、宗派別の学校設立)も守るよう配慮されている。更に報道・言論・結社の自由が保障されるとともに、人種・宗教による差別を認めないことが規定されている。また、公務員の採用に当たってはメリットクラシーが強調されている(第22条)。このようなことから国民の権利に関しては、近代主義的な個人主義、合理主義の精神が反映されていることが分かる。但し、戒厳令下における国家の介入や「法の許す範囲」の規定が、これらの基本的権利を制限することはヨルダンの特徴となってきた。特に1967年以降ヨルダンは戒厳令下に置かれたことでこれらの権利のいくつかが大きく制限されたことは間違いない。1992年以降は戒厳令も撤廃され、依然として「法の許す範囲」という制限はあるものの、相対的に国民の権利は拡大している。また、人種・宗教に関する制度上の差別はないが、社会的・または慣行上差別は存在している。

第3部の権力の一般的規定には、国王が議会とともに立法権を有し、行政権は閣僚を通してこれを行行使するとされる。しかし、議会に対して国王は上・下院の解散権、下院選挙

の実施や上院議員の指名・解任の権利を有するので、国民議会より優位に立つことは間違いない。但し、閣僚会議は特定の条件のもとで、国王の指名に携わる代理人を指名することができるので、完全に一方的に行政が国王に従属しているとも言い切れない。また国王は陸・海・空軍の統帥権を有している。歴史的にヨルダン軍は周辺諸国と比較しても、国境警備にさえ十分な兵力を有しているとは言えず(対外関係は外交で処理し)、むしろパレスチナ問題を含む内政面で軍の存在が意味を持ってきた。その点で国王が軍の統帥権をにぎることは内政上重要な意味を持つ。故フセイン国王が機会をみては各地の軍を訪問し、その掌握に努めていたことや、アブドゥッラー2世国王に対する軍の支持が王位継承に際して重視されたことは、この国の軍と権力の関係を示している。

行政権に関する第4部、第1章には、詳しく王位継承の規則(直系男子・長子相続)とさまざまな状況に応じた規定が定められている。行政上の国王の重要な権限としては、開戦・停戦、条約締結、首相の任免、上・下院の召集・延期・停止・解散権、上院議員の任免、下院選挙実施指示などがある(第33条から36条)。このような権能から国王は自らの志向で首相、上院議員を任命することができる。しかし、実際は国王が自らの方向性に一致する首相のみを選ぶことはなく、その時の政治状況に応じて適当と判断する人物を指名することが多かった。例えば1956年には全体的なアラブ・ナショナリズム支持の風潮の中で、国民の支持を集めるアラブ・ナショナリズム勢力を代表するスレイマン・ナーブルシーを首相に指名したり、逆に王制に危機が及んだと考えられる場合には、治安に強い保守派のワスフィ・タルを首相に指名したりする。いずれの政権交代でも、国政の任務を十分果たせなかった首相を解任する形をとることで、国王に対する直接的批判をかわすことが可能となる。また上院指名に関しても割合こそ違え、治安上特別に危機的な状況でない場合は、国内の各政治勢力のバランスを考えた指名が行なわれるのが通例である。したがって、この規定は国王の裁量によってかなり幅のある政策の基礎となっている。同第2章では、閣僚に関する規定がある。議員出身の閣僚は所属議会の議員の資格を引き続き保持し、所属議会での投票権、両院での発言権を持つ。議員出身でない閣僚は両院での発言権を持つなど、行政の議会への一定の影響力がある。その一方で、下院は大臣を弾劾する権利を有するため、議会から行政府に対する一定の影響力を有している。

第5部は立法府に関する規定である。上院議員の条件として大臣経験者、元高級官僚などの条件があるが(第64条)、それに相当する資格を持つ人物という規定から、40歳という年齢の条件さえクリアーしていれば、国王の指名により親国王派から左派までの広い層の人物が選ばれる可能性もある。上院議員指名は首相の指名と同じく、時の政治・社会状

況を国王が見極めて、人物の選択を行なうので、一方的に親国王派で固めるという選択はしなかった。上院と下院の関係は、上院が有識者の中から国王によって指名されることや、定数が下院の半数に抑えられていることから、民主主義に基づく下院を重視しつつも、その行き過ぎを制限するものとして位置付けられており、日本の参議院の理念と近いと考えられる。通常議会は10月1日から4カ月間開催される。特別議会は国王の招集または下院の過半数の要請により、特定の問題に関して特に期間を定めずに開催される。第88条では、下院の空席が生じても不可抗力により補欠選挙が不可能な場合は、議員の過半数の承認により適切な方法で当該選挙区住民から補欠議員が選出されることが規定されている。これは、占領下にある西岸出身議員の補欠選挙ができないという当時の事情を反映したものである。法案の最終的批准は国王に求められるが、国王から差し戻された法案は、上・下両院双方の3分の2で再び可決された場合は、その法案は発布されることになっており、議会の立法権が保障されている。尚、国王の血族は第75条(h)の規定により上・下議員になることはできず、国王の実質的影響力にもかかわらず議会と王権の間に明確な一線を引いている。このように立法府は、国王の権限の大きさにかかわらず、少なくとも原則上は、一定の権限を認められていることは重要である。

第6部では司法の独立性が強調されている。裁判所は一般法廷、宗教法廷、特別法廷に分けられている。一般法廷では民事・刑事に関する全ての問題を裁くことになっている。宗教裁判所はシャリーア裁判所と他の宗教共同体裁判所に分けられる。シャリーア法廷ではムスリムの個人的地位の問題、「血の代償」、ワクフに関する問題が裁かれ、ヨルダン政府により認定された他の宗教共同体の裁判所では、個人的地位や非ムスリム宗教共同体の利益に関する問題を取り扱う。このように、シャリーア法廷を含む宗教関連の裁判所の扱う問題の範囲は、個人的問題と宗教共同体の問題に限定され、その他の近代的司法制度の棲み分けが定められていると見ることができよう。特別法廷は一般規定の中の第123条にある通り、他の法廷で解釈されなかつたいかなる法律の解釈も行なうことができる。特別法廷の裁判官は最高裁の長官とその2名の裁判官と閣僚会議によって決められた高官1名を含み、当該法解釈に関係する省庁の高官1名も含み、多数決に基づき法の解釈を行なう。また、第124条には、国防上重要な局面では防衛法に基づき通常法の停止を含む権限を特定の人物に与えることが定められ、第125条では、更に常用な局面で戒厳令が発せられ、国王に大きな権限が与えられる。ヨルダンはイスラエルによる西岸占領が始まった1967年から1992年に正式に廃止されるまで戒厳令下にあり、憲法に定められたさまざまな権利規定も、その制限を受けていた。

第7部では、税金・財政に関する規定が定められている。ここでは税金が累進課税の原則に基づき、全体的に平等の原則に基づいて実施されること、閣僚会議が公的基金の分配、政府予算の編成などを行い、国民議会がこれを審議すること、歳入・歳出の審査のために会計監査局が設置され、下院に対する報告義務を負うことが明記されている。

現行ヨルダン憲法は、1952年にタラール・イブン・アブドゥッラー国王のもとで起草されたものである。ヨルダン憲法の改正の主要な点は国王の権限や継承に関するものと、国民議会に関する点、特に西岸への領有権主張に基づく西岸出身者(パレチスナ系住民)や西岸出身議員の取り扱いに関連するものが中心である。改正は1950年代(延べ20ヵ所)に集中し、70年代(4ヵ所)にも多少行なわれた(60年代と80年代には各1ヵ所)。50年代は主に国王の権限強化に関するものが多く、特に57年の1月と9月に2度修正されている第33条では、最終的修正によって、それまでなかった開戦・和平における国王の権限が追加されている(それまでは条約や合意の批准のみ)。また閣僚に関する規定(第54条)などが改正されているのは、当時の度重なる政変を反映したもので、国内的混乱に対応することが目的である。70年代以降は、1974年、76年、84年に改正を重ねてきた。その5ヵ所の改正はすべて国民議会に関する部分である。1974年11月に2ヵ所の改正が実施された。その1つは国王が上院を解散し、任務にふさわしくないとされる上院議員を解任することを認めたものであり、もう1つは国王が下院選挙を1年間延期できるというものである。1976年2月には、第3の改正で、国王が下院選挙を無期限に延長できることが決められた。1984年の2つの改正では、政府が妥当と判断する国内のいかなる地域でも(すなわち東岸のみでも)、下院選挙を実施することが認められた。1988年まで、ヨルダンは西岸への主権を主張していたので、下院は西岸選出議員の欠員を補充するために議員を選出する権限を認められた。

改正による憲法の修正にもかかわらず、全体的にみてヨルダン憲法の性格は、政治的状況に応じて、解釈・運用上、かなり幅があることが特徴となっている。そのような観点からすると、最近のヨルダン憲法の実質的位置付けを考えるために、ヨルダンの民主化プロセスの指針として1991年6月に発布された「国民憲章」も重要である。これは解釈・運用上、幅のある憲法を側面から補足し、現状におけるその解釈に基づく輪郭を明確にする点で重要性を持っている。つまり、「国民憲章」は、本来ヨルダン憲法の基本にある近代的個人の権利尊重に関して、主に人権・民主主義とともに多元性重視の観点からそれを補足するものである。国王がたびたび強調した「多元主義」とヨルダン国家の枠組みに沿った民主主義とは、50年代の国内混乱を想定していると考えられる。すなわち、それは1



つのイデオロギーによる支配と周辺諸国からの介入を避け得る限りにおける、民主化推進をめざすものであり、憲章はヨルダン各界の指導者・識者と国王の合意に基づいている。